

平成18年6月6日

新潟市
建設工事入札参加業者 各位

新潟市企画財政局財政部
契約課長
(担当 工事契約係)

経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの提出について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、決算期毎に決算日を審査基準日とする経営事項審査を受け、経営規模等評価結果・総合評定値通知書を保持していなければなりません。この通知書には、その審査基準日から起算して1年7カ月（通知書が届いてから約1年間）の有効期間があります。（建設業法施工規則18条の2）

この有効期間が切れることなく、新しい通知書を保持するためには、決算日（審査基準日）後7カ月で、①決算変更届を提出し、②経営状況分析、③経営規模等評価を受けて、④通知書を受け取らなければなりません。

上記を確認するために、**契約書提出時に経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書の写しを工事ごとにご提出下さい。**

なお、平成18年6月12日以降の契約からの運用といたします。

※公共工事を発注者から直接請け負おうとする業者は、有効な経営規模等評価結果・総合評定値通知書を保持していなければ、契約できないこととなっています。経営規模等評価結果・総合評定値通知書の有効期間には十分ご注意ください

問 合 せ 先
新 潟 市 役 所
契 約 課 工 事 契 約 係
025-228-1000
(2294～2296)

建設業法施工規則第18条の2「法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者との請負契約を締結する日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない」

建設業法第27条の23「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。